

9 新たな教育制度導入の取組み

(1) 小中一貫教育の導入の取組み

①学校適正化における小中一貫教育の導入目的

適正化の手法については、6の学校適正化の具体的な方策で示したとおり、小学校同士、中学校同士の統合が基本ですが、地域の状況によっては、小中一貫教育を導入し、小学校と中学校の縦の連携や接続を改善することで、よりよい教育環境を実現することを目指します。

この小中一貫教育については、異学年交流の幅が広がり、小規模校の課題の一つである人間関係づくりやコミュニケーション能力の育成などに大きく寄与します。また、中1ギャップの解消や小中学校教員の効果的で効率的な配置による教科担任制、ティームティーチングの充実など、小中一貫教育のメリットを最大限に生かすことで、よりよい教育環境を実現しようとするものです。

②小中一貫教育の導入手順に関する基本的な考え方

本計画では、4つの統合モデルで、小中一貫教育導入の方向性を示しています。いずれも中学校内の複数の小学校を1校にしたうえで、小中一貫教育の導入を目指すものです。

また、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が、改正学校教育法により新たな学校の種類として位置付けられたことを踏まえ、今後、先進事例等の調査・研究を早急に進め、小学校と中学校の統合に合わせ、義務教育学校の制度導入を検討します。

※ティームティーチング

複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のことです。チームの教員一人ひとりの特性を最大限に生かした体制であり、単に同じ場所に複数の教員が配置されているということではなく、それぞれの教員が分担する役割をしっかりと果たすことで成り立つ指導形態。

※義務教育学校

小中一貫教育の1つであり、現在の小学校である初等教育と、現在の中学校である中等教育の一部の合計9年間の義務教育を一貫して行う学校です。また、1つの学校としてカリキュラムも9年で融通可能となり、「6・3制」のスタイルもその地域の実情に合わせ「4・3・2制」「5・4制」などに区切ることも可能。

(2) 小規模特認校制度導入の取組み

①学校適正化における小規模特認校の導入目的

緑豊かな自然環境に恵まれた小規模の学校で、豊かな人間性を培い、体力づくりを通して心身の健康増進を図るとともに、児童一人ひとりの個性に応じた親身な指導を希望する保護者・児童に、通学区域外からの通学を認めるものです。

②小規模特認校の導入手順に関する基本的な考え方

本計画の統合モデルの中で、統合しても小規模化が進行する学校について、魅力のある教育活動（特化した学習形態、集団活動、部活動など）を検討・導入を目指すものであり、市内全域から通学を希望する児童生徒を受け入れることにより、適正な規模を図ります。

※小規模特認校

小中学校の通学区域の弾力的運用の一つとして、生徒数の少ない小中学校で通学区域の制限を外し、自由な通学を認めた学校。複式学級解消のために、他の通学区域に住んでいても入学、転学できると市町村教委が定めた小規模学校。文科省が学校間格差やいじめ、過疎地の問題などを受けて導入した「学校選択制」の適用事例の一つ。

(3) 特色と魅力のある教育環境整備の取組み

小中一貫教育や小規模特認校の制度導入に合わせ、市内児童生徒数の減少傾向が継続される中、より効果的で高度な教育環境を提供するため、高等教育機関や各団体との連携を強化し、次のような各小中学校における「魅力」と「特色」のある学校づくりを研究し、その実現を目指します。

特に、小高区内の学校適正化については、今後の小高区復興への重要な事案と捉え、小高小学校及び小高中学校の区域に集中する幼保小中高の効果的な連携や、生涯学習施設及び社会体育施設の利活用なども含め、さらに効果的な「魅力」「特色」のある教育プログラムの実践に向けた検討を進めていきます。

<「魅力」と「特色」のある教育プログラム分野>

- スポーツ分野
- 芸術文化分野
- 医療分野
- 外国語分野
- ICT分野 など